

沼田市除排雪活動協力助成金支給要項

平成29年10月1日から適用

【支給目的】

冬期間における安全安心な市民生活を確保するため、除雪機等を使って地域の生活道路となっている公道等の自助・共助による除排雪活動に協力した機械所有者に対し、助成金を支給します。

【支給対象者】

除雪機等を使って、地域の生活道路となっている公道等の除排雪活動を行った機械所有者。

【支給額】

除排雪活動1回あたり3,000円とし、1回の目安は、おおよそ2時間程度とします。

【支給申請の方法】

助成金の支給を受けようとする支給対象者は、沼田市除排雪活動協力助成金支給申請書兼請求書を提出してください。

【支給条件】

- (1) この助成金の支給総額は、予算の範囲内とします。
- (2) 地域の自助・共助による除排雪活動への協力の助成を目的としているため、沼田市除排雪活動協力助成金支給申請書兼請求書に、除排雪活動を行った地区の区長（下川田、南郷地区については地区委員）の確認印の押印を受けること。

【支給日】

支給日は、月に一度とし、前月の20日までに申請のあったものについて、翌月の支給とします。